なお、当該施工実績が地方整備局の発注した工事（港湾空港関係に限る。）に係る施工実績である場合にあっては、工事成績評定点が65点未満のものを除く。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定の主任（監理）技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は本業務に係る優先交渉権者として選定しないことがある。

⑹　配置予定の主任（監理）技術者の他に技術指導者（現場代理人又は担当技術者として配置）を配置する場合は、緊急時に的確かつ迅速に対応し、不測の事態に対しても臨機に対応できるものとして、次に掲げる①から③全ての条件を満足する者を専任（他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に本工事に係る職務にのみ従事）で配置すること。ただし、技術指導者を含む複数の者が指導を行うことを妨げない。

①　⑸に掲げる主任（監理）技術者に求める要件をすべて満たすこと。

②　他の工事に技術者として従事していないものであること。

③　定期的に配置予定の主任（監理）技術者の指導を現場にて行うこと（１回／週程度）

※技術指導者を配置する場合の若手技術者に求める競争参加資格要件は、⑸に掲げる主任（監理）技術者に求める要件のうち施工経験は求めない。

⑺　特定建設工事共同企業体のうちいずれか１社、単体有資格業者（経常建設共同企業体を除く。）又は経常建設共同企業体の構成員のうちいずれか１社にあっては、次に掲げる基準を満たす設計技術者を当該技術協力業務に配置できる者であること。ただし、特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体の構成員において設計技術者を配置する者は、「建設コンサルタント等」業務に係る参加資格の決定を受けている者であること。なお、設計技術者とは、管理技術者をいう。

①　競争参加者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係がある者であること。

②　次の㋐から㋓までのいずれかの資格を有する者であること。

㋐　技術士（総合技術監理部門―建設又は建設部門）

㋑　ＡＰＥＣエンジニア（Industrial, Civil又はStructural）

㋒　博士（工学又は学術）。但し、「学術」については「工学」に関連する研究分野に限る。

㋓　ＲＣＣＭ（港湾及び空港部門、トンネル部門又は鉄道部門）。但し、空港関係の実務経験が３年以上ある者。

㋔　土木学会土木技術者（特別上級、上級又は１級技術者）

⑻　競争に参加しようとする者の間に説明書に示す資本関係又は人的関係がないこと。

⑼　申請書及び資料の提出期限の日から技術協力業務の見積合わせの時までの期間に、関東地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑽　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再決定を受けたものを除く。）でないこと。

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑿　上記１⑷に示した建設工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と説明書に示す資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⒀　情報管理体制　本業務における情報保全に係る履行体制に関する資料を発注者に提出し、優先交渉権者の選定日までにその同意を得ていること。

３　優先交渉権者の選定に関する事項

⑴　技術提案の評価に関する基準　建設工事は、道路橋の直下やモノレールトンネルの直上等において、開削工法により、「羽田空港アクセス線」のトンネル躯体を築造するものである。本工事は、首都高湾岸道路連絡橋及びターミナル北連絡橋の橋台や基礎の受け替えが必要であるが、これらの橋梁は、第２ターミナル方面へのアクセス道路になっているため、両橋における通行を確保し、工事による交通への影響を最小化する必要がある。また、本工事の施工ヤードとなるＲＸ用地及び第２バスプールに工事用車両が入退場する際、第２ターミナル前の道路を通過する必要があり、ターミナル前の道路が混雑し、空港利用者に影響が出る懸念があるため、第２ターミナル周辺道路における交通への影響を最小化する必要がある。さらに、本工事はモノレール躯体との近接施工になる他、開削時には同躯体の浮上りが懸念されるため、モノレールの運行に支障を来さないよう、同躯体の安定性を考慮した施工が必要である。加えて、施工箇所は軟弱かつ複雑な地盤であるため、地盤改良の確実な施工をはじめ、様々な施工リスクへの対応も必要である。

以上のように本工事は技術的難易度が高く、詳細設計において施工者の高度で専門的な知見を活用する必要があることから、技術提案・交渉方式の技術協力タイプを適用し、躯体築造工事に関する技術提案を求めるものである。

≪技術提案項目≫

①　首都高湾岸道路連絡橋、ターミナル北連絡橋その他の第２ターミナル周辺道路における交通への影響の最小化に有効な施工方法の提案：400点

②　モノレール躯体の安定性を考慮した施工方法の提案：200点

③　施工期間の短縮に有効な施工方法・手順・体制の提案：200点

④　施工リスクを踏まえた工事の全体コスト縮減に有効な施工方法・手順・体制の提案：100点

≪実施方針≫

技術協力業務に関する実施方針：100点

⑵　技術提案書についてヒアリングを行う。

⑶　優先交渉権者の選定　技術提案書を提出した者の中から、競争参加資格があると認められる者のうち、技術評価点が最上位である者を優先交渉権者として選定する。

⑷　技術評価点が同点の場合の優先交渉権者及び次順位以降の交渉権者の選定方法

技術評価点が最も高い者が複数者いる場合、下記の１）から６）の順で優先交渉権者及び次順位以降の交渉権者を選定するものとする。

１）技術提案項目①の得点が高い者

２）技術提案項目②の得点が高い者

３）技術提案項目③の得点が高い者

４）技術提案項目④の得点が高い者

５）関東地方整備局における空港等土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数の上位者。なお、特定建設工事共同企業体の場合は、代表者の順位とする。

６）該当者にくじを引かせて優先交渉権者を選定する。くじの実施方法等については、別途通知する。

⑸　優先交渉権者の選定後、技術協力業務についての見積合わせを実施したうえで、技術協力業務委託契約の締結と同時に建設工事の契約に至るまでの手続に関する基本協定を締結する。技術協力業務完了後価格等の交渉を行う。交渉の結果、合意に至らなかった場合は、交渉不成立とし、次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を通知する。次順位の交渉権者に対しては、意思の有無を確認した上で、技術協力業務の契約締結及び価格等の交渉を行う。

４　手続等

⑴　担当部局　〒231―8436 横浜市中区北仲通５―57横浜第２合同庁舎15階　関東地方整備局総務部経理調達課契約管理係　内藤　純也　電話045―211―7413

⑵　説明書の交付期間、場所及び方法　令和５年６月21日から令和５年８月１日まで

説明書等を入札情報サービスより配付する（入札情報サービスＵＲＬ　https://www.pas.ysk.nilim.go.jp/）。これによりがたい場合は、⑴に掲げる担当部局にて配付する。

第明治三十二十五種郵便物認可　年三月三十一日